

平成22年知立市議会 6月定例会建設水道委員会

1. 招集日時 平成22年6月14日(月) 午前10時00分

2. 招集場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

杉原 透恭	永田 起也	佐藤 修	村上 直規
高木 正博	三浦 康司	馬場 節男	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	佐藤 勇二	土木課長	稲垣 衛
建設課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊熊 竜彦	都市計画課長	鈴木 克人
区画整理課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	清水 清久	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	高瀬 季治	下水道課長	塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副主幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第41号 工事請負契約の締結について(公共下水道築造工事)	原案可決

午前10時00分開会

○杉原委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は1件、すなわち議案第41号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第41号 工事請負契約の締結について（公共下水道築造工事）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

一、二点聞かせてください。

本会議でしっかり議論されましたので、重複することがあるかと思えます。今回の見積もりですが、予定価格約2億500万円ですか、それに対して地元の中一建設が1億3,670万円で落札ということで落札率66.7%ですか、これを見ますと、私ども予定価格がよほど甘いのか、それとも中一が赤字覚悟で受注されたのか、それとも新しい工法で大幅にコストダウンができたのか、この三つぐらいしか考えられないんですが、当局の方はどのようにお考えでしょうか。

○下水道課長

ただいまの御質問ですが、私どもの方ですね、この価格の応札に対して低入札調査基準価格を下回ったということで、低入札調査会というものを実施させていただきました。この中で、業者の方から今の御質問に対して、どういう理由でその価格の応札があったのかという中身については、調査会の方で業者に聞き取りをさせていただきました。その中で、業者からの回答の中で、一つ業者はこの仕事を取って技術的なレベルを会社として高めていきたいという発言がございました。そういった意味からして、業者の方はかなり厳しい中でもこの業務を工事を受注していきたいという気持ちがあったのかなというふうに推測されます。

もう一点、予定価格の設定については、今回の工事の決裁権者であります市長の判断により決定したものでございます。

以上でございます。

○高木委員

予定価格につきましては、ほかのメーカーですか、木村建設だとか小原建設、設計金額なんかみると大体90%以上の入札をしているようだから、私は甘くはなかったかなという面もございます。ですから、こんだけの差があるということは、企業努力もあつただろうけども、安かろう悪かろうでは困りますし、また納期もきちっと守ってもらわないかんと思います。その辺で、今後どのようにチェックされていくのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○下水道課長

ただいまの御質問でございますが、この応札に対して市の方がどのような対応をして、しっかりした工事をさせていくかということにつきましては、先ほども申しました低入札価格調査会の方で業者の意向等を確認をさせていただいた中で、その中身が十分私どもの考えている品質、それと請負業者の労務等の契約等がしっかり履行されているのかということも私どもしっかりと随時確認して業務に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○高木委員

大体わかりました。どっちにしても下請業者のいじめにならないように、ひとつしっかりと配慮していただきたいと。

以上で終わります。

○佐藤委員

本会議でいろいろ議論になったわけですけど、まず最初に確認をしたいと。そして、この最低制限価格ですね、低入札調査基準価格と、こういうものですけども、本会議の中では、これは公開したらどうかという点で早急に検討したいと、こういう答弁がありましたけど、そここのところの確認と、もう一つは、契約規則の中にこのことが低入札の調査制度というものが記載をされてないと。そうした中で、この低入札価格調査という形でやられてるわけですけども、その点について規約に現在は要綱でやっているとありまして、

これを要綱よりも高い位置にある規約にないということが問題だということで、このことについて規約の中に盛り込んでいくと。これは総務部長の範疇かもしれませんが、そのことをそのとおりかどうか確認したい。

○清水副市長

きょう契約担当の総務部長が出ておりませんが、私の方から本会議のお話について御答弁申し上げます。

まず、低入札調査価格の事後公表という部分につきましては、本会議でも御答弁申し上げましたように、そういったいろんな事例もあるというふうにもお話がございました。この辺については早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、この低入札価格のこの制度についての規則での明記というなお話でございましたけども、これにつきましても地方自治法の施行令の規定に基づき契約規則等が定められているということで、そういった中での今の要綱規定ということでございます。この辺につきましても、本会議で御答弁申し上げましたように、いろんなこういう制度の中身等々早急に調査、研究をして検討してまいりたいと、このように思っております。

○佐藤委員

そこでお聞きしたいわけですが、この今回の要綱によれば契約担当者は予定価格の5分の4から3分の2までの範囲において低入札調査基準価格を定めなければならないと、こういうふうになってるわけですが、計算すれば出てきますけれども、これはどういう内容になっているんですか。

○下水道課長

ただいまの質問については、御質問者に言われる内容で知立市低入札価格調査実施要領に基づいて、3条でございますが、予定価格の5分の4から3分の2までの範囲において低入札基準価格を定めなければならないという内容に基づいて決定したものでございます。

金額については、現在、事前事後について、そ

の価格の公表は実施しておりません。

以上でございます。

○佐藤委員

公表してないということでありませうけれども、これは早急に検討すると、事後公表についてはね。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、これは予定価格に第3条の2において基準価格を定めたとき、定められたと思うんですけども、予定価格に併記をしなければならぬと。これは一般競争入札ではありますけれども、この競争入札に応札するに当たって予定価格を公表し、そしてこの基準価格を併記をしたと、こういうふうだというふうに思いますけれども、それはやられましたか。

○下水道課長

今の御質問に対して予定価格というか、予定価格調書の中に低入札基準価格を記入するところがございます。同時に予定価格、その今の低入札基準価格を併記しております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、この要綱というものは、第1条の中で最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができると。

つまり調査をした結果、一番低い札を入れたけれども、どうもこれは品質の確保、その他含めて信用おけないと、こう判定したときに、その次に安い方を落札者とすると、こういうものだというふうには私は理解するわけですが、その点それでよろしいですか。

○下水道課長

ただいまの御質問については、低入札基準価格を下回った業者が応じた場合、その業者の価格について、市としてのしっかりした履行がされるかという確認をさせていただいた後、決定させていただくと。

その業者がしっかりした履行がされないという判断をさせていただいたときには、その低入札基準価格以下に応札された業者が複数あった場合は、次の業者においても同様な調査をさせていただ

て、しっかりした履行がされるかという確認をさせていただくという内容になってございます。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、そういうことなんですけれども、この入札においては事前に入札参加者へ低入札価格調査制度を実施する旨を周知すると。低入札基準価格調査を予定価格に併記すると同時に、これを実施をするということで周知をするとなってるわけですね。

だとするならば、今回の中一建設は低入札基準価格を下回ることを承知でこの札を入れたと、こういうことになると思うんですけども、その点どうですか。

○下水道課長

ただいまの御質問でございますが、低入札基準価格を設置するということではお知らせはさせていただいていますが、その価格が幾らであるかということについては公開してございませんので、業者としては、その価格を下回るというところが明らかにわかっていたわけではないというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

今、明らかに業者にしないということを言われて、業者はそのことがわかっていないということは今、言われましたけれども、先ほど言った第3条の2項の中で、基準価格を定めたときは予定価格に併記しなければならないと、そう書いてるわけで、先ほどの答弁で併記をしたということを言われたわけで、明らかに矛盾してね、当然業者は基準価格を予定価格に併記したとするならば、その価格を承知していたわけですよ。今の答弁は、先ほどの答弁の中で、併記をしたと言いながら公表してないので業者はわからないということで、この応札においてはその価格が明らかになってないからわからない中でやったんだということを言われたと思うんです。

私は、そうではなくて、予定価格に併記を基準価格としたならば、そのことを承知でこの低い札

を入れたんじゃないかということを知っているんです。

○下水道課長

今の御質問に対しては、私どもは低入札基準価格制度において、この入札を行うということは業者に知らせていくという中身でございまして、その価格については公開をしておりませんので、予定価格のみ公開をさせていただいたという内容でございまして。

○佐藤委員

この第3条の2は予定価格に併記しなければならないというふうになつとるわけで、明らかにこれは予定価格というものは、以前でしたら予定価格公表しないということですけども、予定価格を公表するというこの今の入札において、予定価格に併記をすると、ならないというふうに義務づけてるわけですね。

だとするならば、これを明らかに基準価格を定めたわけなもので、公表はしないというものの、それは業者に応札に応じて予定価格の公表と同時に基準価格を明らかにするというを求めているんじゃないですか、この要綱は。

だとするならば、予定価格を基準価格を業者にも明らかにしないということは、この要綱上、矛盾になるんじゃないですか。そう思いませんか。

○下水道課長

私どものこの要綱に対する取り扱い、予定価格に併記しなければならないという部分については、予定価格調書にその内容というか、低入札基準価格を設置をします。

ただ、その公開については、取り扱いとしては現在公開をしておりません。

以上でございます。

○佐藤委員

この要綱を見る範囲の中では、今説明がありましたけれども、そんなふうな理解はできないわけですよ。今ね、この調書の中には併記するとはいうものの、この予定価格に併記しなければならないというふうに書いてるわけですので、当然のことながら予定価格に事前価格、基準価格を併記を

し、応札を一般競争入札をこの事例では呼びかけるというふうに理解するのが私は自然だと思うんですけども、どうですか、副市長、この要綱の中身と今の答弁との食い違い。

私は、これを素直に読むならば、当然のことながら予定価格を明らかにするというこの中に併記をして業者に応札を図ると、こういうふうに受けとめるんですけども、だとするならば、そうした今の課長の答弁がありましたけども、それは何で決められてるんですか。その辺どうでしょうか。

○清水副市長

この要綱に規定されておりますのは、第1項においてその基準価格の範囲が定められております。第2項は、その基準価格を定めた場合には、その併記をなささいということが規定されておるといふその文言どおりに私は解釈しておりますので、今の電子入札等々の実施する中で、今の運用として予定価格については事前公表させていただいてますというところが現実の運用だというふうに理解しております。

○佐藤委員

ということは、今課長が言われたとおりに、予定価格は公表するものの、この要綱ではうたわれてるとおり、基準価格については明らかにしていないと、こういうことですね。

1項のところから受けてという流れですのでそういうことかなと。しかし、なかなかこれはわかりにくい要綱だなというふうには私は思います。そういう点では改善をですね、もうちょっとわかりやすく求めておきたいなというふうに思います。

それで、もう一つは、先ほど高木委員の方からもありましたけれども、予定価格が甘いのではないかという形でありましてね、これについては決裁権者の市長が決裁をしたというふうにありますけども、市長、今回の入札を見て、予定価格と応札した業者の落札率を見て、この予定価格の設定はほんとに妥当かどうかという点ではどうでしょうか。

○林市長

今の御質問で予定価格が妥当かどうかというこ

とであります、私は、予定価格を設定させていただいた時点では妥当ということで設定させていただいております。

○佐藤委員

私は、安ければ安いほどいいという立場には立ちませんけれども、いずれにしても、そんな形で基準価格を下回るような額で応札をされたということでもあります。

それで、先ほど高木委員の質問の方に、技術的レベルを業者の方がこの仕事を取って高めたいと、そのような答弁もありましたけれども、もう一度この中身においては、一つは知立市の低入札価格調査会と契約担当部長が会長になってこれをやられたわけですけども、その中で、具体的に業者から聞き取り調査したと、資料も出してもらったということでもありますけれども、その辺の理由について、もう少し詳しくお知らせください。

○下水道課長

ただいまの内容でございますが、私どもこの応札に対して低入札調査会を実施いたしました。実施するに当たり、業者の方から資料提出をお願いさせていただいております。

その中身については、私どもの視点に基づいて、一つは、その価格により入札をした理由、二つ目としては、手持ち工事の状況及び当該工事付近における手持ち工事の有無、3番目としまして、手持ち資材の状況、4番目としまして、資材購入先および資材購入先と入札者との関係、5番目、労務者の具体的供給の見通し、6番目としまして、下請契約予定者及び下請金額と、7番目としまして、過去に施工した公共工事及び工事成績、それらを資料提出を求めて内容の確認をさせていただいたということでございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、ここの今挙げられた調査事項があるわけですけども、手持ち工事の状況及び当該工事付近における手持ち工事の有無という点で、それぞれの施工業者によってその違いはあるかと思えますけれども、これはどういうことを意味するん

ですか。

○下水道課長

これは今、業者がこの応札をした業者、調査の対象となっている業者の手持ち工事の状況、それによっては私どもが発注をしますこの工事に大きな影響が出てしまうと。そちらの方に手が取られたりだとか、この業者の規模によってはそんな工事ができるのかどうかとかいうそういった判断のためにそういった有無の確認をさせていただいております。

以上です。

○佐藤委員

それからもう一つは、この資材購入先及び購入先と入札者の関係と、これも工事が遅滞なく行われ、品質が担保されるということに関係してあると思いますけど、この点はどうですか。

○下水道課長

資材の購入先及び購入先と入札者との関係ということで、私どもの工事をするためには、当然そのつくるものによって資材の購入をするわけでございます。その購入先とか価格等も私どもの方の聞き取りの中ではさせていただいておりますけど、そういったことが今までのその業者との関係で説明を聞いた中で妥当性があるのかどうかという部分を判断させていただき、資材の購入がスムーズにできるかというところの確認をさせていただいた内容でございます。

以上です。

○佐藤委員

それから、今回のこの工事において、労務者の具体的供給の見通しと、それから、下請契約、予定者及び下請金額というものも調査事項の中にあるわけですが、これは中一建設が応札してやるわけですが、具体的にはこうした下請関係と労務者供給の見通しはどんな状況になるんですか。

○下水道課長

下請業者というのは私どもが今回工事をさせていただくに当たって、私どもが要求する構造物がしっかりできるかどうか。その業者の中身に

いては一概にこちらの方から指示するという中身ではございませんが、向こうが計画している業者が妥当な業者であるかどうかとか、その金額等確認をさせていただいて、しっかりした施行ができるのかどうかというところの確認をするためのものでございます。

それと労務者の具体的供給の見通しという中身で、その辺のところ、労務者の人力的な配置が確保されるかどうか、それと労務の単価がしっかりした単価が設定がされているのかどうか、その辺の確認をさせていただいて、物はしっかりできても労務単価にしわ寄せが及ぶことのないようなという気持ちでその辺の確認をさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤委員

こうした価格で予定価格が妥当だということを先ほど答弁ありましたけれども、しかしながら、その応札に当たっては66.7%と大変低い金額で応札をされた。予定価格が妥当であるということをするならば、どこで業者が利益を上げるかということになると資材を安く買うということ、さらには技術的にできるだけ労務者を使わない工法だとかそういう形になるんだろうと思います。

それからもう一つは、下請への予定価格がうんと低かったのではないかというふうに思いますけれども、その点で、例えばこの労務者の供給ということで単価の設定が今、妥当だというふうに言われましたけども、これは何次下請まででこの工事をやられて、知立市として労務単価の設定、職種にも携わる労務者の重機のオペレーターだとか、土工だとかいろいろあるかと思いますが、その辺の単価の設定は今妥当だというふうに言われましたけども、この予定価格、いわゆる設計金額と照らし合わせたときに、どのぐらい、予定価格の中で労務単価をどのように設定をして、そして、それに照らし合わせたときに、この下請を含めた労務者の単価設定はほんとに妥当なのか、その辺の金額も明らかにできたらしてほしいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○下水道課長

労務の単価については、私どもが設計で採用しております労務単価との比較をまずはさせていただきました。その比較を見させていただく中身では、私どもの設計単価とほぼ同額でございました。

それとあと、補足でございますけど、愛知県の最低賃金というところの調べをさせていただいた中で、1日当たりおよそ6,000円ぐらいの設定がされておるんですけど、その設定の比較をさせていただき限り、私どもが聞く範囲では倍以上の金額設定がされているということで確認をさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤委員

設計単価はほぼ同額だと、なおかつ、この最低賃金に1日6,000円と、この倍だということで、これは例えば国土交通省などが毎年発表しているいわゆる労務単価に照らし合わせたとき、多分それを採用してるんだと思うんですけども、どんな状況ですか。

○下水道課長

設計単価でその労務単価を決定した内容については、ちょっと手続的というか、システムのところがしっかりわかってはございませんが、私どもの労務単価の設定については、当然そういった調べをした全国的な調べの中で、地域要件も含めて地域別に単価設定をさせていただいておるといのが私は理解している状況でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

国土交通省などが二省協定の中で発表しているこの労務単価につきましては、前年度の実績等を含めてやってくるものだから年々下がってというのが実態でね、現在最賃より倍以上だから、それが妥当だということが必ずしもいえない中身かなというふうには私は思ってます。

そうした中であって、今回労務単価もほぼ同額だということであるとすると、技術的なところで、うんとコスト削減が図られたというふうに理解するわけですけども、その点での技術的なコスト削

減は知立市がこの工法の中で予定していたものと実際に中一建設が請け負って、なおかつ下請がやるということの中での乖離がかなり労務単価がほぼ同額で設計単価に同じだというならば、乖離があるのではないかというふうには私は思うんですけど、そのどうでしょうか。

○下水道課長

御質問の内容については、私どももそういった部分が懸念されたところでございます。そうした中で、今回私どもの行う推進工事、特殊な推進工事の部類に入るのかなというふうには思っておりますが、今回私どもが考えておる推進工事の中身が今回業者が下請にこの推進工事をさせるわけでございますが、そのさせる下請が、その特殊な推進工事によりますその推進工事を推奨しておりますヒューム管推進工法協会というところがございまして、今回その下請になろうとする、ここでいう提案してきた業者については、その推進工法の協会の正規会員であるという確認をさせていただきましたので、正規会員がその工事の中で、この工法を推奨してるという業者でございます。そんな業者がやっていただけるという中身の確認ができましたので、金額的な部分でかなり厳しい面があったかと思っておりますけど、その辺は私どもは担保されてるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

だとするならば、そうしたこちら側の知立市側の積算に当たって、推進工法はとるといふものの、従来の工法でもって積算をしたと。

しかしながら、下請に入ったところは特殊な推進工法をやるということの中で労務費の担保がなされるということで、技術的な側面でそれだけの低い価格でもって応札をし、なお下請に出してそれでもやっていけるということとするならば、知立市の予定価格の設定がちょっと勉強不足の点もあったのかなということを私、今の議論の中で思うんですよ。安ければ安いほどいいということではないにしても、そうした点では、こうした下水道のさまざまな工法がある中での研究ということ

がもうちょっとどうだったのかなという疑問がちょっと残るんです。

今回こうした特殊な工法でやられたということになりますと、次回から同じような工事をやるということになれば設計単価の見直しに反映させる必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺、認識どうでしょうか。

○下水道課長

ただいまの御質問者の内容の中で、私の方の説明不足でちょっと御理解がいただけなかった部分について、私どもが今回の推進工事というのは、既設の人孔に直接推進機を当てて、人孔にもうそのまま到達すると。以前の方法ですと、推進機が到達する部分については、周りに矢板を打ちまして、その矢板に推進機が到達すると。そこでその到達の穴からその機械を出して、そのあと人孔をつくるという中身が一般的な中身でございます。

今回は、場所でいいますと、皆さん御存じだと思いますけど、じゃらおけのところに既設の人孔がございます。特殊人孔で地下部分がさいころ状の四角でできた人孔になってございます。そこに今回また矢板を打って、その推進機をそこから抜き出すという工法ではじゃらおけのあの交差点の大きな交通の支障になってしまうということで、その特殊人孔に直接推進機がぶち当たって、そこから中の推進機の中身をもとの発進の人孔の方から機械を取り出すという意味の特殊工法で、この推進をするために経済的になるように特殊な工法を設定したということではございません。

ですので、その特殊な工法をとる業者が、今回それをやれる正規会員の業者であったと。そこが下請に入ってることで確実にその工法が担保されるという理解をさせていただいて、そういう考え方をさせていただいたということでございます。

○佐藤委員

技術的にどういう工法という話ですけども、ただ、今回そういう形になったとするならば、今後下水道事業が続いていくわけで、そうしたものを反映させた、より正確な設計単価といたしますか、そういう構築が可能になるのかなというのが今の

話の中でわかるわけですけども、そうした点はどうでしょうか。

○下水道課長

御質問者の言われるとおり、そういった工法が世間的にたくさんとられるようになるという中で、今後のそういった推進の適正な単価が、より適正に設定されるというような状況になっていくのかなというふうに考えておりますけど、まだ施工例が少ない中では、それは経験的な部分が積み重なった中で、より適正な価格設定がされていくのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○佐藤委員

もう一つお聞きしたいんですけど、労務単価の設定について、ほぼ同額だという形でオーケーだよというこの適の判断をされたということですけども、この中で、例えばこれがどのラインまでだったら適で、どれ以下だったら否なのか、その辺のラインは当然労務単価の供給と労務単価の設定、そういうものがあるわけですので、どのラインを見込んで適の判断をされたのか。ここを確保できなかったらこの業者は安いけどもだめだよというラインがあると思うんですけど、それはどうですか。

○下水道課長

今回その調査会に臨んだときに、その辺の単価設定はどうなのかというところがある中で、私どもがどの単価がどのぐらいの単価ならいいかという基準については、特にマニュアル的なものを持ち合わせているわけではなくて、全体的な中で、そういった単価が妥当なのかどうかと。それと、先ほど申しましたように、当然のことながら、今この最低賃金という部分で判断するわけではございませんけど、その確認もさせていただいて、総合的にその単価が妥当性があるものなのかというところを判断させていただくという考え方をもって臨みました。

以上でございます。

○佐藤委員

最低賃金を下回るようでは困るわけで、当然そ

れは担保されるという前提ですけれども、しかしながら、1日6,000円という非常に低い最低賃金のレベルですよね。だとするならば、私どもはこの間、ここと直接あれですけれども、公契約だとか、また総合評価入札制度の中に労務単価を二省協定の中の最低でも8割を確保すると。1次下請だろうが、2次下請だろうが、3次下請だろうが、そういうことも提案させてもらってるんですけども、そうしたことがないと総合的評価をする中で、最低賃金のレベルを超えていけばいいのかという問題が出てくるので、その辺はまあ少しそこで働く人たちが1次であっても、2次であっても、3次であっても、ある一定のレベルはね、例えば二省協定の中の8割は最低でも一番下にいっても確保できるというようなラインは少なくとも持つべきじゃないかなというふうに思いますけど、ちょっとこの点は部長どうでしょうか。

○上下水道部長

私もちょっと本会議の中で、自分の気持ちをちょっと吐露した部分もございますけども、これ明快な失格基準というのはございません。ですから、この低入札調査会のまな板に上げる前に、ある程度のそういうラインをつくっていただくと私どもそれ判断するのに非常にありがたいんですが、これは県も今定めておりますし、よその市でもそういう失格基準、金額的な面でそういうラインを設けるところはございますので、これ一度研究させていただいて、今後反映していきたいと思っております。

○佐藤委員

今、県とほかの市でも定めているところがあるということですので、そうした資料があったら、ぜひ議員の皆さんにお知らせいただきたいと、この点一点と、それから副市長、今の労務者の賃金について、何次の下請になろうとも最低はこれぐらいは確保するというようなものがないと、たたき売り競争の中で、下へいけばいくほど大変な事態だと、これは社会的な問題にもなってるわけで、その辺のラインは少なくともこの低入札の調査制度をもつ以上、公契約条例や総合入札制度の中で

そういうことを設けない中でも一定のラインをもつことは可能だということが今の議論の中で明らかになったと思うんですけども、ぜひ私、最低でも8割ぐらいは担保できるようなものを一つの基準ラインとして検討していただきたいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○清水副市長

先ほど上下水道部長が申したとおりでございます。先進事例もあるというふうに私どもも伺っておりますので、今、御質問者のおっしゃったその8割がどうだということは、これも含めて内部で検討、研究させていただきたいなど。

その中で、どういった方法でそういう一定の基準、マニュアル化というんですかね、そういったものができるのかというように少しそういう資料も含めて研究したいなというふうに思います。

○村上委員

この件につきまして少し、十分議論されてますので多くは聞きませんが、少し確認させていただきたいと思います。

先ほど来から予定価格の事前で2億500万円というのがあるんですが、この辺のところ入札制度は基本的にはある程度承知しておるつもりです。この辺の予定価格の積み上げ基準という部分で、どういう形で積み上げていっておるのかということから少しお聞きしておきたいと思います。

○下水道課長

この御質問者に言われる中身、ちょっと私が理解させていただいたのは、設計がどのように構成されているのかということなのかなというふうに思っております。

それについては、私どもがその設計に当たって採用している歩掛と、例えば推進でいいますと、どういうふうにその推進工事の金額が設定されるのかという内容について、国の方が出しておる下水道用設計標準歩掛というものがございまして、その内容に基づいて愛知県の建設部が出しております設計の単価のこれを採用していくというものを愛知県が決めておるわけなんですけど、知立市

が決定するだけの調査会みたいなものが設置できませんので、県の内容を準用して、その単価をその歩掛に入れて標準的な設計金額を出していくということで設計をつくっております。

以上でございます。

○村上委員

今、御答弁ございましたように、これは物価の指数で出していくということだと思います。この2億500万円という部分については、その物価本の中から鋼材費、人件費、工期そういったものから出てくると思うんですね。

その辺のところ、今回の落札率が66.7%になったよという話の中で、一番起因してきたことは何なのかということが少しお聞きしたいんですね。先ほど少し出たのが、工法の進化だよという話はあったんですが、その中で、もうこういうのが積算されるという部分については、やっぱり昔から言われる人工、手間賃という部分で時間当たり1万2,000円という話が出ておるんですが、この人工は、どちらかというと時間だとか工期によって人工が変わってくるんですね。この中では工期というものが示されている。私の見る限りわかりませんので、そういう工期がどういう状況になっていくかという部分が一点です。

それからもう一つは、言葉の中に材料受入価格差異というのがあるんですが、100円のもの的大量に仕入れると80円になりますよとかね、企業の中の企業努力だと思いますけど、こういったものが今までの工事の中からみると見受けられるのかという部分ね、今、きょう出なければ出ないでいいんですけど、やっぱりこういう部分のところを参考に、さっき言われたように、最低入札価格という調査というものを恐らくやられとるもんですから、今までの現状なり僕、下水道の工事よくわかりませんが、ビニールパイプなのか塩ビパイプなのか、そういったものを入荷するときに差異がこういうのが生まれてきて、例えば建築の一戸建ての家というのは、これは別にメーカーをあれるするんじゃないかと、タマ何とかというホームというのがありますよね。1,000万円以下ででき

ますよと。なぜできるかという、やっぱり水回りのものを大量発注で同じ基準でつくっていくから安くできるねと、こういう決して物は悪くないよというようなことをやられておる建築屋もある。そういったところの材料受入価格差異というのが今回の場合生まれているのかという話があります。

それからもう一つは、これも完璧な企業努力ということであるんですが、この工事を例えば2億円でやったときに、1億3,000万円台でできたねと。この工事をやったときに、企業として恐らく損益分岐点を出しておると思うんですね。赤字になるのかもうかるのかという。そういった目で見たときに、例えば行政側として見たときに、損益分岐点を割っておるのか割ってないのかと、この辺のところはね、今わかる範囲で結構ですけど、ちょっとお示しできればありがたいと思います。

○下水道課長

最初の御質問にありました労務単価というか、設計額が工程により設定されているのではないかと、私どもも例えば推進をする場合は、歩掛の基準上では1日何メートル進むんだと、この工法によると。その工法によると何メートル進む。何メートル進まなきゃいけないその工法の中で、どのぐらいの人工が張りついて、同じように日数的にもやっぱり人工が必要なんだということの積み上げの中でそういう歩掛ができておって、そいつを単価を当てはめていくということで設計書が組み上がってくるという中身になってございます。

です。最初に言われました工期が先あるのではなくて、この工事をやっていく中で、どういった工程で進んでいくその歩掛的な中身によると、工期的にはどのぐらい必要なんだという中身が出てくるというふうを考えております。

それと材料の受け入れの中で、私どもがこの調査会の中で確認させていただいたのは、当然その私どもが考えておる材料が入手できるのかどうかという部分と、その業者はどんな業者なのかと。

それと先ほども言われましたように、業者としてはこの中では今までつき合いがある業者で、特

にこういった部分でお願いさせてもらったとか、例えばちょっとその辺の確認はしておりませんが、ほかの業者と同じような材料を一括購入することで今、御質問者が言われたような割安になるような手だてを業者の方が考えたとか、ちょっとその辺の確認が今回ではしっかりしてないですけど、そういった過程も含めて単価は変わっていくのかなというふうには思っております。

それと業者がもうかる、もうからないというところの分け目の価格については、私どもの方でそういった中身を知るといふ部分、それを積算的に判断するであれば、積算の組み方の中で直接工事費という部分で直接的に材料だとか人工にかかる経費部分を出しておいて、その後に仮設費をプラスして、今度現場管理費という労務者だとか現場のために必要な経費、それと最後に一般管理費という会社のもうけになるという内容で設計が組み上がっておるわけなんですけど、こうした中で、業者の方は、どの部分をという、やっぱり今回この工事がどうしても会社として、最初に申し上げましたけど、技術的なレベルを上げるとか、今の受注状況からして、どうしても例えば取りたいんだとかという中で、そういった労務や材料の部分では余りしわ寄せのきかない部分で業者はそういったところで自分ところの経費調整をして、こういった価格を決めたんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○村上委員

少しまた詳しくわかりました。例えば人工については出来高払いという観点で考えておられると。

今回材料、当然これは企業秘密なものですからなかなか出てこないと思いますが、価格差異は恐らくあるんでしょうねと。

今回いろいろな皆さん方のお話から質問と御答弁聞きますと、この企業努力の中で、やはり工法進化という部分を試したいというような懸念があるのかなと、そういう考えがあつてね、今回入札に参加されたのかなという感じは受けますが、先ほど来から予定価格の事前公表が甘いのではない

かという御質問がございました。私は、そういうことじゃなくて、やはりこの予定価格の事前公表という部分は、あくまでも定められた県の基準だとか、市販で売られておる物価本価格と、こういったものから試算したものに対して、じゃあ、その企業がどういふ努力をしていって落札率を下げるといふものが市民の皆さん方からそういったところにきちっと評価されるような今回の66.7%、これはかなり努力されたのか、努力しすぎたのかちょっと僕はわかりませんが、やはりこういうところが市民の目に見えるようにきちっと行政は評価してあげるといふことが僕は大事なのかなというふうには思うんですね。

だから、この予定価格の事前公表というのを下げれば落札率は上がるんですね、当然。下げてやればね。今度これが今回その設計のあくまでも基準というものがあるんですから、設計基準を下げることによって落札率が上がると。当然上がってきますね。そうすると、企業の努力が報われないというところがあると思うんですね。下げれば下げるほど落札率は上がっていく、上がっていくなものですから、目に見えるのは、何だ90%か、こういう話になるんですね。だから、そういう企業が努力したものをきちっと評価してあげるといふことでは、今回非常に努力されてきたということ、これがその知立市だけじゃなくて、県域5市、それがもう少し三河部だとか県内というふうに広がっていくということによって、やっぱり税金という部分のむだ遣い、それからもう一つは、企業の努力というものが市民、国民、県民、こういったところに伝っていくのかなというふうに思いますので、今回非常に企業が努力されたということについては評価させていただきたいなというふうに思います。

じゃあ、今まではどうだったんだというところがあるんですけど、今わかったのは、やはり工法進化と。こういう価格で今後できてきますねということになってくると思うんですが、その辺の今度の予定価格の事前公表というのは恐らくこの下がってきちゃうのね。この工法進化が当たり前に

なってくれば下がってくる。そこでまた努力がどういうふうに通ってくるのかというのが出ると思うんですが、最後に一点だけ聞きたいのが、予定価格の事前公表のこの金額というのは、物価本価格からの差ですね。丸々定価で出しておるのか、ここはこの事前公表価格として物価本で試算したものとこの差額というのはどのぐらいあるのかというのを聞きまして質問を閉じたいと思います。

○下水道課長

予定価格と当初設計した価格との差という中身については、ちょっと数字的な中身でと申し上げられるというか、決裁権者がそこをどのように御判断されたかという中身になるかと思うんですけど、私どもの契約規則では、予定価格の設定という部分で御質問者の言われたような取り引きの実例価格、いわゆる物価本だとかそういったものの価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、有効期限の長短とかいう部分を総合して、今回については市長が御判断されたということで、ちょっと幾ら、何%というふうについては私の方から申し上げられないのかなということでございます。よろしくお願ひします。

○村上委員

今、質問閉じようかなと思ったんですけど、一回だけお聞きしたいんですが、そういうことじゃなくてね、例えば庁舎内の技術者の方、何級という人がおると思うんですが、技術者の方が、ただ単純に物価本でとかね、県の標準価格で積算したらどのぐらいになるのかというのは出るんですかね。そこまではやらないと。いや、きょう出さなくていいですよ。恐らく答えができないと思うので出さなくていいんですけど、できるのか、そういうことができないのかということだけお聞きしたいと思います。

○下水道課長

私どもの設計の中身は、今、御質問者の言われるような、もちろん物価本等を採用させていただく部分と県がその物価本等によって価格を決定している価格、いわゆる同じような物価本の価格になるかと思うんですけど、それを使用して設計金額

を出してまいりますので、私どもの担当者レベルでこういうふうだ、ああいうふうだと調整するという中身は、ほとんどがマニュアルで決められてまして、そのマニュアルによって、今回例えばちょっとその辺のところは私、席を離れててわからない部分がありますけど、例えば推進が何百メートル、今回の推進は何十メートルという部分によってはそういったものとのとらえ方が数量的に割合的に違っているというようなマニュアルになっているはずでございます。

以上でございます。

○杉原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号について挙手により採決します。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 工事請負契約の締結について(公共下水道築造工事)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審議は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

午前11時05分閉会

会議の経過を記載してその相違ないことを証する
ためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会
委員長